

**地区センタープレイルーム改修に係る空間デザイン等業務委託
業務説明資料**

1 目的

横浜市では、「子育てしたいまちヨコハマ」を実現するため、市内27館の地区センタープレイルームにおいて、「親子が楽しみながら本と触れ合える空間の創出」とともに、「親子が気軽に利用できる居場所」を目指してリニューアルを行い、プレイルームの利用促進を図ります。

プレイルームは、保護者と未就学児が気軽に立ち寄り、集い、語り、くつろげ、のびのびと遊べる場所を提供する屋内スペースとして整備しています。

プレイルームをリニューアルするにあたり、民間事業者の専門性や創意工夫により、魅力的で安全・安心な空間づくりを行うための改修等について委託するものです。

2 業務概要

(1) 業務名

地区センタープレイルーム改修に係る空間デザイン等業務委託

(2) 業務内容

ア 空間デザインの提案業務

本事業の目的に照らし、壁紙・マット・遊具・知育玩具等による空間デザインの提案

イ 地区センタープレイルーム改修業務

(ア) 壁紙・マット・遊具・知育玩具等の調達（製造を含む。）

(イ) 壁紙の張替えや、マット・遊具・知育玩具等の搬入及び設置（安全対策を含む。）

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

※ 搬入・設置については、準備が整ったところから順次開始し、早期の完了を想定しています。（可能な限りの対応であり、必須ではない。）

(4) 履行場所

市内地区センター27館のプレイルーム（詳細は別紙1参照）

3 プレイルーム及び壁紙・マット・遊具・知育玩具等の仕様

(1) プレイルームについて

ア 室面積約32㎡～62㎡

イ 利用対象者は、0歳から6歳までの未就学児及びその保護者

ウ 利用時間は、原則として平日・土曜9時00分～21時00分、日祝日9時00分～17時00分

エ 常駐職員などは配置しないフリーな場所（利用条件：保護者同伴）

(2) 空間デザインの提案について

ア 本事業の目的にふさわしい壁紙・マット・遊具・知育玩具等の選定及び配置に関する空間デザインを提案すること。

イ 空間デザインは、27館ごとに提案すること。なお、広さ等に応じた共通のデザインを、27館ごとに適用させる提案も可能とする。

ウ 27館の形状については、平面図（別紙2）及び現地写真（別紙3）を参考にすること。ただし、現況を優先する。

エ 施設側の改修イメージ及び要望コメント（別紙2）は参考であり、本プロポーザルは、事業者の専門性や創意工夫に期待するものであることから、提案内容への反映を評価するものではない。

(3) 壁紙やマット・遊具等の設置について

ア 利用する未就学児が興味や関心を持てる、壁紙・マット・遊具・知育玩具等による空間提案をすること。

イ 3組程度の親子が、同時に絵本を読んだり、ゆっくりと遊べるエリアを設置すること。なお、絵本については、本市において用意することとし、100冊程度をプレイルーム専用に配架します。

ウ 子どもの創造力や工夫する力を育み、発達・発育に効果的な知育玩具を配置すること。

エ 親子の触れ合いや他のプレイルーム利用者との交流ができるよう考慮すること。

オ 壁紙・マット等を入れ替える場合は、撤去・処分も行うこと。

(4) 安全性について

ア 保護者が子どもを見守りやすいよう、マット・遊具・知育玩具等の配置を考慮すること。

イ 安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくすため、安全領域を十分に確保すること。また、必要に応じて衝撃吸収性を有する素材を敷設すること。

ウ 常駐職員などは配置しないフリーな遊び場であることに配慮したマット・遊具・知育玩具等とすること。

エ 本市のシックハウスガイドライン（別紙4）のとおり、壁紙の張替え等を行う場合は揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定を実施すること。

(5) 維持管理に関すること

ア 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易なマット・遊具・知育玩具等とすること。

イ マット・遊具・知育玩具等の素材は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとする。

ウ マット・遊具・知育玩具等について、日頃の清掃業務や感染症対策等を含むメンテナンス性や利用の安全性を考慮すること。

エ 施設管理者に対して、マット・遊具・知育玩具等の使用に際し、使用方法等について、丁寧な説明をすること。

4 留意事項

(1) 現地調査については、希望日の前日営業日までに施設管理者に連絡を行い、施設運営に支障がないことを確認したうえで、施設管理者の指示に従い調査すること。

(2) 改修にあたっては、施工時期や搬入経路などについて施設管理者と事前に協議を行い、安全な運営に十分配慮すること。

(3) 壁紙・マット・遊具・知育玩具等は委託契約後に発注者へ確認の上、最終決定すること。

(4) 業務説明資料に定めのない事項については、発注者と協議の上決定すること。